

## 山形県軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業の御案内

平成26年度から、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得などの発達を支援するため、補聴器購入費用の一部助成を行っています。

### ○ 助成対象者

次の要件を全て満たす方

- ・県内に住所を有している18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが、原則30dB（デシベル）以上70dB（デシベル）未満で身体障害者手帳の交付対象とならない方（30dB未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象となります。）
- ・補聴器の装用が必要と医師に診断された方（※1）
- ・市町村民税所得割額46万円以上の者がいない世帯に属する方
- ・他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていない方



### ○ 実施主体 市町村（※2）

### ○ 助成額

基準額の範囲内で購入費用の2/3（県1/3、市町村1/3、本人1/3）

### ○ 対象補聴器 右表のとおり

### ○ 助成対象経費

- ・補聴器（本体及び付属品）の新規購入費用
- ・耐用年数（5年）経過後の更新に要する補聴器購入費用

### ○ 修理費（成長に伴うイヤモールド交換を含む）は助成対象としておりません。

### ○ 医師意見書料は利用者負担です。



### ○ 購入前の申請が必要です。

※1 医師意見書は、自立支援医療機関の医師若しくは身体障害者福祉法第15条指定医師へ記載を依頼してください。

※2 事業の実施主体は、市町村となります。各市町村により、実施時期、必要書類等が異なる場合があります。詳しくは、各市町村障がい福祉担当課にお尋ねください。

### 対象補聴器

補聴器の種類	1台（片耳）の基準額	基準額に含まれるもの
ポケット型（軽度・中等度難聴用）	43,200円	①補聴器本体（電池含む） ②イヤモールド （不要の場合は、基準額から9,000円を除く。）
耳かけ型（軽度・中等度難聴用）	52,900円	
耳あな型（既製品）	96,000円	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	補聴器本体（電池含む）
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体（電池含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体（電池含む） ②平面レンズ （不要の場合は、基準額から1枚につき3,600円を除く。）
FM型補聴器を必要とする場合、基準額に右のものを加算できます	①FM型受信機	80,000円
	②ワイヤレスマイク（充電電池含む）	98,000円
	③オーディオチュー	5,000円

※業者が材料仕入時に負担した消費税相当分として、基準額の106/100に相当する額を上限とします。

### ○申請に必要なもの

- ①申請書
- ②医師意見書
- ③見積書
- ④世帯全員の市民税額を確認することができる書類
- ⑤その他市町村が必要と認める書類

※各市町村により、必要書類等が異なる場合があります。詳しくは、各市町村障がい福祉担当課にお尋ねください。